下經學大國帝都京

1.00

號 五 第

明治

初

4:

12

於

け

る

大

阪

通商

曾

劜

垒

 $i\mathcal{H}$

135

:1:

菅

业

和

太

溟

真享以

7後長崎

那貿易。

就

7

Ż.

lş.

恢

租 稅貧

擔

及

び

經

費

の

國

祭

比

竝

經濟學博

勤勞所得

に對

する課税

L

ξį

ΙÚ

:1:

裥

戶

ĴΕ

雄

油 二 本 田

說

苑

重農學

派の

人

П

論

混合勘定に關す 盒 る ___ 叢

考察

法

234

倬

:1:

Ŀ

野

道

輔

雑

酱 銀 行 錄 쉐 JŲ:

伊

太

利

けに る於

貯

改

いにて就

1:

松

兒

佐

 Π

|介石

Ō)

舢

深品

排

想と近

勯

1:

木

胍

华 報 iΑ Ŋ ışι 摢

Æ 五 菜 孝 治

Ŋ, :I: Ш

12:

口 ıΕ 太

胍

:1: :1: 矢 沙 見 业

RS

쑕

鹋 갋

說

明治初年に於ける大阪通商會社 F

菅 野 和 太 죐

日次 第二 對外的關係 櫃 並 五 鲜 大阪通商會組設立の由來 大阪通商會社の業務 第六 第三 大阪通商會社の業蹟 大阪通商會社の が構成 第 し (以上前號掲載) 大阪通商會社の性質 第四 大阪 第八 Щi 断介 結言 証 0)

第 大阪通商會社の對外的關係

大阪 ili 商 ŵ πÌ. 0) 組織及び活動を知 るに就いては、 之と同時に設立された大阪為替會 畆 PH 弒

ح の開 係 を明 にす る必要がある。

不足を助 (一)通商會社 ij 定商社 以て共の商業を繁築ならしむるといふことを共の **通面會社** は 其の 規則第一 ケ條に ある如 ζ, 目的としたのであ 諸商社 を惣 * 性して Z か 其の 通 萷 南 Ť 0

附 劜 の意義 及び 設 <u>31</u> ilii 沚 は 大阪 Ħí 1-な n ば ΠĤ 蕌 U) 秱 紨 别 (よりて、 國貿 易

社ご商

沚

E

0)

に密接なる關

事す 귪:

3

0)

15

結

2)

T

ご稱

せし 者

如 間

くで

あ ば

ઢું 12 1) 12

商祉に参加する者は、 ā 係 つて、 の存 したことは 例 ~ ば米なれ 朗 其の數を制限することなく、 ゕ iľ T 米 あ 闹 る。 加 吳服 なれ ば 吳服 叉從冰同じ商業に從 114 叉外 祉 叉 は 貿 に従 易

大阪通商會社規則第十五ケ條

して出 車 金確定して愈 とする者は、 せし者が、 |孫上つた 分限 万的 其の商社 左 0) ÀL: に應じて身元金を醵出 加 かゞ き連 成立すれば、 に加入する 一印帳は、 か否かは總べて其の者の自由であつた。 之を通路會社へ納め、 證書を作成しそれに祉 することを必要としたのであつて、 第一 圃 身元金は之を纏めて通商會社 訓 印せねば 而して商祉 加 ならなか 入者 jĖ っ に其の に加 の手 tz 03) 八人せん を經 身元 か <

綿商社名前連甲版 4)

木

て為替會社

預け

12

涎 3.0 £Π

を 今般為持會社通商會社被為建御規則 候金子者肚中一統二面引受返濟方等聊避帶無之樣可致社長始執事管事へ何れも階級二隨び社中商法筋之回 々 社之軍扱相 可 以一社を結候上者御規則面堅相守候儀ハ勿論社中一同陸合板是相助ケー己之小利を携て一社之大利を謀り御國征相或候樣精 心排商業損 心得候義三什 溢头 彨 三網係 社中之事務 v, たし候儀ニ付能 御収 IJ 州 相談いたし社中名前替轉宅等之儀者一々御周可仕称而御規則ニ和 **ル下民各商法之便利を可** 礼 たし各私意を去り信實に談合可致商用ニ 合得との深御仁恤之御趣意を奉體任則左之人員同業何志 付偽棒命社 ì 振れ候義 v たし候儀者勿論 より 借 Ш -*Uj*J v٦ 41: たし ŔII

《候依之礼中 ш 治二旦年九月 同連印書付

細件

败

東京 糾 木 緰 19

iii b

攴 住 븀 Ę. 您 之 ∭

脏

化 佐 -L: 印

和 泉 152 11: Jį. 15

块

킠.

2) 岡規則第二ケ條 3) 回規則第八ケ條 4) 毛綿商舊記下

- Đ. 难 HЯ 治初年に於ける大阪通商會社
- 第二十七卷

- 七二一

邻五號

 $\frac{\circ}{\pi}$

代 *\$*1] 彩 乒

衞

印

布 座 Ήï

쑙

事

Иß

兵

衞

FII

安土町臺丁日

住

害

醛

愆

金

ΝŢ

Ħ

婀

代 刾

> 佐 之

Ł 叻

印

M E 即],

_ħ.

和 泉 ÷

ŗЦ

ΤĊ

徿

ft 纠

淮

Įţ.

徿

ЕP

本 Dij. 淮 7 布 E k

市

谳

仄

槒

印

安土町電丁目

化 祁 艋 А Ľß 圷

徿

文 兵 衞 印

以下略す)

大阪通商會社規則第二十ケ條 5)

尙右の例によつて知

6) 商社心得 £ śλ Eï 誀 Ħ. Ħi. 拾 拾 ΪΝĴ įψ

金 'n 百 邴

で南社を設立したのである。然るに貿易商社は、 而して市中に於ては何簡何職たるを問はず商祉を結ぶこさが出來たが、 從來同業に從事した者。

如く、

大阪市中の商社は、

大となるべきものであるから、

假合商賣達ひの者と雖も商社に加入することが出來た。

貿易が全然新規のことであり、

且つ今後益

4 盛 h 3

茲に注意

殊に從來から同じ株仲間に屬した者が相結

すべ 老 ど株 0) Z ήþ 30:13 ስ**ኝ** 畱 相 ح ū ū 絽 h T īĦ 全 荻 別 杫 で徳川 12 ij. æ 0 nit. 性質を異 侍 を設 代 $\widehat{\overline{\mathbf{u}}}$ から存績 Ĩ. Ĺ する ī įΞ す カ・ したどころ ぎな 5 株 br 仲 0) の株仲 て 間 あ は 其 うって、 0) 間叉は組合 儘 沝 10 仲間 縚 Ļ 2 þš 萷 Ō) tz 關 雅L Ų, に變形 其. 係 τ 0.) ある。 椺 仲 L ŤZ 間 0) 元水 10 C ß は 萷 L

n 夫れ 合資結 RH 配 設 iil-57. の質を駆 O) 木 濉 げ ., 12 通商 にのであ ήĺ Ō るが、 粝 訟 Œ 之が よりて、 率先者は質に海部 大阪 府下の重要商業家は商 圻 Ш 魺 i-あつ 12 祉 北 を収 海道 結 產物 h 桶 夫

名五常組)であつて、

其の

り後それ

に倣

つて

RG

施比

b

結

ぶ

Ł

ō

多く、

l÷

は

其の

敷が七十

有餘

1=

连

p

τ

ų,

尙

ジ

Œ

舣

į, s

Ť

は

後

E

詳

こく

逃ぶ

るで

あらう

o

4i 當 すが U 120 ii.¥ 為 0) 併 ゕ À 8) しこれ 1: k は ħ5 Ã 多大 彼等は、 は πť 7 (1) 多力 政 3 府 丽 b 困難 當局 乱な Ō Þ るも 迎 を要 Ьš 解 制力 說 Ī Ó Ł ž 芝れ が Ĭ 如 カ・ 0) 努め 何な Ť 0 あ 12 ح 30 12 るもので þ, b 12 ふことに基 thi とって め ð جَ 8 b カコ か つて、 < 因 0) 叉それ Ū 如 死に き 困 †2 角 を如 卽 娾 t, r ئا--j-何に 倳 未 13 **7**i う 合 運 12 餘 営す 資 0) 0) ИH 結 は ii b ňŀ. きで 圭 を成 O) žiK. ح 並 あ 驗 L

就 之を充 就 Ň ては、 Ü t 詳細 歽 殆 í 廽 んど知識を有 に説明もし 解す ることを得 ťz しな のである か す った。 が 12 ø に徒らに逡巡 未だ曾つて彼等は 勿論通商司 により商 して 事を決 合資會 祉 規則 畆 とい l 籴 U) ፠ 經驗を有 12 12 板 0) 本 を頭 で Ü あ 3 1; 布 カコ 次 0 12 且. 10

從

來

カコ

Ġ

在

U

12

Ri

慣

찝

U)

ŤΖ

め ازّ

丽

を直

結

ぶことし

困難

を伴

ዹ

12

當

II.F

йĿ

垫

ĸ

12

如

何

እካ

12

漏

Ĺ

は

監商

扯

繁玉

細

O)

彨

<u> 7</u>

E 扯

就

ι,

τ 15

之を窺つ

てみ

Ĺ

ž

朋

冶

红

九

-1-

B 結

通

ί 月 Rij

כלל

5 凩

늄

鲆 12 尽

戽 þ

面

ßň Ý

ĒG-

沸

岄

z

'n

ታነን

|初年に於ける大阪通商會社 03 屋 智 右衞 門及 $\overline{\mathcal{O}}$ 立質堀 四丁目 Ħ rþ 屋 第二十七粉 清兵衞 U) 處 七二三 指 絋 办; 水 笋 Ĵί. 號 翌十 104

H di 通 曾

7) 大阪肥物商組合一斑ーノ下 藍商社諸事控 (愛染組)

8)

兩

司局 通商 出 司 頭す 局 ~ 出 L Ŵ ž 0) L 俞 tz 處 分が 通商 あつ 12 司 Ø) 翌十二 從 人か 6 H 左記 阿波 屋 0) 如 負 右 < 石衞門代 申 Ĺ 渡さ 冶 n ijį 72 田 中屋清兵衞代長

ľŁ 仙俠。 蓹 機幅之御趣意フ 猶又有商社加入不致候迚、 以 通面會重 被线建 是迄之商業ニ指障候義ニ面ハ無之間、 候間、 问志同紫之者中 合可 致加入様、 Ħ. と勘考致可申 尤當方より ń 倏 進 ታ B 採 は不中 ニ達シ候而者會得 候得共 簱 Ł 相

可有之間

委敷養へ商社規則と申板本有之候問熟覽之上早々否哉可

中山

談 會の 追 入の カジ 然るに右の趣旨を兩家に於 局早く商 ځ 入するの意 密接 來 ķ. らず 儀 ĭz 場 商 ÌZ ĭ を先般 な 煁 所 ÜΣ äĿ で 址 設立 通 る關係 で 衆議 設立 當 思が 闹 を願 **翌** 地 申 會 Sinj を有 波屋 なけ 干八 0) O) Ľ 祉 の意思を決定せよど督促 結 苖 渡 か 낈 日に n 人が 5 果 賀右衞門、 出でて居 L L 大體 ば ŤZ īz 商 右 阿 る 右 既に願 心を取 Ü 0 ō 通商 ては會得し得なかつたた 波)兩家及 5 四 Ū) 今日 役所 會社 人 田中屋清兵衞 出 且. は り結ばな 一つ監商 |迄何等| Ü の者 に申 つ加 辿 旓 舻 出づ つ中 司 部 入するこさに された。 回答 اريا 劶 拁 沚. 付け ځ ĵij رن る必要があるさして、 0) ^ 町加 ĺ٦ 兩人から今迄の經過 設立を旣 0) 且 其處で翌十九日夜阿州直買下り仲間 1 る کہ 圳 質屋 め から後悔しないやうにせよど申し 0) b L 72 は不 0) 決定した 其の儘に打ち過ごして居た處、 惣兵 Ĭ. は 共 都合でな Ķi. 如 波 0) 徘 何 餰 が、 0) Ü Á 祁 通 兩 を述べ ķ Ļ, 合で 國 左の書附を差出 尙 旓 か より そ 司 叮灰屋利 あつ 'n 0) ζ 役 併し全然 Ġ 願ひ 就 12 人 兵衛の 商 か カ> い ī 献 Ш 6્ 外 でて居 は 設立 辿 愛染 四家 渡 丽 旣 此 RH 等 ź ï 耳 會 業 Ø 件を 組 証 面 び Ú) 3 O) 指 十月 者 商 乖 加 加 Å 人

恋

書附

ヲ以奉申上仮

何分越意相譯飨候得共富地外商賣仲間ゟも迫々加入仕居候義に付當仲間之者共も加入仕候方可然樣中出候ニ付乍恐此段卻屆 **案之者ともニ而右商祉規則不會得ニ而相譯並彼是延引住候處、** 當九月十二日通商司御役所禄ゟ銘々共御召出ニ面此皮商社御取組ニ相成候ニ付藍屋仲間望之者有之ば加入可致樣被仰渡候處啟 屋株商社加入道々願出龍居候處實地之仲間之者ゟ加人不任候得は右願之者へ御免ニ相成候段被仰附候ニ付一統之者へ中聞候處 昨十八日亦 人御 召出ニ組成此節御國許之者又は外方よりも藍

中上候 以 上

治试已年十月廿日

ßiij

淡

御

從

肵

彭 石 賀 Иī 徿 門

rμ 衍 Ĵζ 衙

ta

尾

臓

您

Ţţ

徿

灰 145 利 Ę. 衞

結局理 之によつて明なる如く、 のであるが、 解 に得 通商 なか 0 司 12 カ 6 12 當時面社を結んだ人々の間には、 めに、 の糊説によつて、已を得ず商社 商社を成立し得なか つた を結 ものも、 商祉に就い ぶの余儀なきに至つたのである。 少くなかつたやうであ ての理解が充分でなかつた ヌ

を經營するに就い 事及び管事であつた。 では、特に其の經營機關 が存在 しなければならぬ。 商 社の機關さして存在 L 12

ものは、

祖長,

轨

商

畆

0)

機關

藺

扯.

は

多人敷によりて成立する一

つの

共同企業形態であるか

S

共 0) 商

祉

祉

魠

飐

聑

治初年に於ける大阪通商會社

長は一社の内身元も相應であり、

商賣に巧であり且つ人望のある者が投票で選擧されること 第二十七卷 七二五 第五號 -- 〇九

> 9) 大阪小間物卸商同業組合沿革史 5頁

10) 商社心得

第二十

訤 难 岄 治初年に於ける大阪通

來 15 7 丽 居 Ť 12 配 長 從 って ば 毎 通商 日通的 曾 曾 訨 畆 0) Īű ^ 出 収 勤 でも す る義 右 務 O) 要 カゴ 砟 あ 5 を具 要用 備 Ĺ の節 12 A. 1= 肽 は 劜 配 長 長 z カコ Ġ 쉝 劜 粉 中 す るこ M ح 通 カゞ

细 出

するこ

ح

になつて居

9

12

業 j-執 に就 邽 は 附 ٠ ي て諸 業巧者 方 خّع O) 者で、 Ō) 掛 合等 諸 を収扱 事 を引 受けて事 ふ者である。 務 を執 共 þ に礼 管 F | 3 ___ 4 同 は 俗 0) に他 選 駆 話 1-労さい より τ ふ者 任 Œ 就 Œ Ž, 相 當 縋 ~: τ

6 雅 指 ĸ. 導を受け O) 指 摊 Ė 從 tz つて ō で 業務 あ を執 0 12 0 M して以上 の三役は、 縋べ 7 通商 會 畆 0) 惣 頭 収又は 鲌 取 並 /)>

は ん ځ Жh する in L 者 は Įį. 加 Ø) 論 紃 illi 織 沚 を設 營業方法等 立すること は總 **h**; ベ て大阪 出 來 ررو (دره 市 Ħ 殏 ĩ Ö) 聑 附 流Ľ 京 ځ 护 同 ľ 楯 t 7 屑 あ BHi ప్ 人の 加 丽 入す して 各 ること 抻 12 4 成 立. 會 L

三通

面

會社

ど諸

圆

産

物

m

扯.

大

阪

府

外

で、

同業

同

忐

O)

商

人

25

結

脏

L

Ī

大版

Ш́.

ilq

會

莊

12

加

入

tr

Ł 12 di ñÈ: は ŧ n ħ\$ 12 Ø) 爲 替曾 扯 より 資金 0) 融 辿 を受け L 8 便 莉 から 與 \sim 6 n 且. っ 共 0) 取扱 ል M

rþι 夾 に於 て販 Ý L 7 貴ん ۲ ۲v ል 利 盆 を享有 なっ 併 し實際 に於 τ は 丽 ក់ព 0) 贩 質を 全然 通

る 會

委託

đ

it

不

þ,

<

Ť

业

方に

Rij 便

ni b

0)

設立

され

o)

大阪

ìú 各 n

葡

曾

扯

U)

支配

tz

Ę 厙 祉

通商 坝 ላ

一會社及び

市中

の商社

Ŕ

其の商業を手廣にする

ŤΖ

8)

地方へ支店を出すことが出來

ŤZ

0

下之關

長崎

四國

乏地 し得

壹

ケ 旭

所 域

Ć

損失を招

くこど少くな るこどは、 は限定 あ 0 †2 か ڎ 'n 政 0 か 7 府 12 居 tz < b 12 丈 0) (<u>(</u> 如 0) に之を奬 Ē 自 < ら其 Ĺ あつて、 7 地 胍 0) 阪 方 L 其 1= 12 藚 附 U) 0) 12 大 薍 Ċ 從 阪 事 か đ) 成 挊 B Ĺ 並 ۍ, b 12 L 0) Ф 共 ī2 地 ć と同 は で Ú) 兵 あ 同規則第十三ケ條

- 11) 大阪涌高會社規則第十九ケ條
- 12) 13) 世外侯事歷維新財政談中 167-8頁

なる 會祉 立 は、 會 īM (三) 通 핦 12 Ĺ 貧 如 Ť 0) 兩 で 12 惣頭 嗿 あ 企 通 ζ ġ 商 丽 3 Ø) 萷 0) 曾 収 融 で 會 は 通商 劜 同 畆 及 通 あ ど為 び頭 其 を圖 O) 加上 曾 ゥ)發起人 同 0) て 茖 祉 取 樣 內 る こ 飠 は、 面 ÌĖ の心得を以 兩 社 ځ ĸ は に於ては殆んど一會社 我 曾 を其の 図 πĿ 同 大阪 相 0) は 內外 崢 Ħ. $\vec{\tau}$ 延期 Ľ 12 Ħ 邷 兩會社 為替 丽 的 K 隔意 どし 業 會社 相 會 Ó) 俟 なく こと大阪 ŤZ 振 祉 F 0 齀 0) Ò) Ö) 7 發起 相互 諸帳 の如 C を闘 其 以為替會 あ 0 30 「るを共 くであつた。 目 人とな 面を隨 に陸合ふべ 的 從 を貫 畆 った 意に 0) とは、 っ --Á 徹 ので 檢査することが きことが規定され 兩 的 す 大阪 會社 通 ح ~ 裲 is S あつて、 延商 は 可 為替 Ø) 0) 外 斡 で 曾 彼等發起人 ñI: 形 會 あ 尯 出 上に於 規 舭 2 O) で居 †こ 0 下で、 來 ÁŪ は 12 翁 5 O) E 刨 ては二つ Ŧī. 0) É 同 n t 15 H. 醵 13 ほ あ ĹÆ 條 一つ雨 15 間 必 {: 成 0) 要 述

(四) 派 PH 會祉 ど諸 獬 丽 會所 徳川 탉 16 カコ 6્ 各 藩 II 物 產 方叉 は 國産 方 ځ b ል 役所 'n あ 0 12 元

なし

身元

金

ij

表面

Ŀ

邷

會祉

12

提供

-13-

Ġ

ñ

た

3

\

15

うて

ゐ

12

部買 各潴 て生産 來租 財 Ď, 肞 税と の窮乏を塡補 上げられ、 で作つた銀札等を其の生産 各 することにし、 藩 して U) 肕 政は収 は米よ 藩は Ĺ う外に それ Ťz 入不 先づ のである。 や大阪 足 其 0) ĮĴ. 12 始 の官署さして物産 め常 んどな 0) 運送し、 經營資金として人民に貸附け、 それを模して作つ ï 困窮に陷 Š 大阪 帷 僅 に設 方又は國産方を置いた つて居つた。 か に冥加 なも けてある各番の商會所で賣捌き、 0) 金 が、 ۲, そこで各番 ι, 前 9 Œ 其の生産 12 述べ b のであつて、 Q) t2 |商 では から a h đ) 法司又 産 ろ た物 40 12 を共 Ò) (は通商 ت 產 A 以て は、 n U) 7. į-士: あ 各番 滞で全 司 ļ 地 **つ** Ċ b 1: 12 7 於 ah 0) ታን

ijΟ.

亦

明治初年に於ける大阪通商會社

第二十七卷

七二七

第

五號

- 14) 大阪通商會社規則第九ケ係
- 大阪為替會社規則第六ケ降參照 15)

飶 苑 明治初年に於ける大阪通商會社

有した。 るから、 そこで先づ明治二年六月二十二日に、 其 の通商司 が設置された以上は、 各藩の商會所は常然に廢止されな 商會所禁止の太政官達が發せられ がれ ば ならぬ運命を

三部府諸開港場其他處々に、府藩縣ゟ産物預捌と唱に商會所取立役人出張、 般之難識不少候。是迄一定之間律不利立候より、 威権ヲ以銘々勝手之商業取開、 米穀其他買シメ致し諸品追々不施 甚以不祁合之事:付、 此废會計官中道 通 相成 附足

ヲ被建、迫々商律御取設和成候間、右樣之儀一切頗絕被仰付候此旨和達候事

次に八月十日通商會祉が設立されると同時に、 大阪府は、右の達を更らに次の如く大阪府下へ觸

別紙之道於東京モ被仰出候就而は、 諸藩ニも相心得居候儀ニハ候得共、

抔と唱に不都合之筋も候ハバ不包可申出候事 **尚從當府も心得之ため和遠置候ニ付而は、** 諸藩附會所

右之璉四組町中無視相達るもの

阪

大

Иſ

更らに右の布令と同時に、 民部省大阪支署の達も次の如く發せられた。

今戲御國是御變革府潛縣三治二被歸、

藩主之儀者改而知藩事被藏仰候折抦、

是迄府滐縣共三都非開港場ニおいて商命設立商民

來之商風商民利權を掌握シ農商均利之權衡を失ひ獨り農民之愁苦不少、從而物產富殖之基ニ到らず、就中諸府藩縣米穀ハ勿論 と利擢ヲ爭買而を營候儀、 荷モ政府之體裁ニ背候處よ今度別紙之通御布令相成、 於當府も商會有之向キハ早々引拂可 珳 尤從

等御取建 相成候間、 諸税共年之豊凶ニ準シ至常之價不相立候而は其國ニ政府建立之理無之、依之諸虛物賣捌力辨利之爲メ新ニ通商局御創立請會社 諸税品は内外貿易ニ不拘、 當府ニおゐて寰挪致族向キハ通商諸會社之規則ニ從ひ藩士も右會社の出張取扱

但是迄市中商人引受商會有之向キハ通商局に何出可受差圖事

火

Ŋ.

胙

已入月

藩 産物の販賣を、 出 場を建てて、 ことにした。 張 の藩士及び其の産物 カ> くして諸 通商會社 好商 從 府潘 通商 つて諸府藩 0) より各 縣 饭屋 會祉 の商會所は廢止されたが、 の販賣上に を防 に於て周 k の商祉 縣 ıĿ か せん 關係 施するに至つたのは、 へ掛 共 7)5 掛合つて貰つて、販賣することになつた。かくの如の産物を大阪府下に於て販賣せんとする場合には、 した商 12 ø Ċ 人は、 đ つた 其の代りに通商司内へ 通商 0) ē 會祉 從來要した諸失費を減じ、 あ 5 017 参集して其の販賣に努力した 丽 して)商會所 租 秕品賣捌 は廢 會社を設立 Jt. 時 2 價 n 如 7 相 く各 通商 當 する 0) Ö) 浵 訶 É 酱 相 0

第五 大阪通商會社の業務

ある。

事項別 大阪 通商會 ĩĘ 証が、 之を観察しよう。 其 (の設立 0 目的 を達す っるがた めに、 設立後 如何なる營業に從事 じな カ iţ 左

ある。 外國貿易 元來外國貿易に從事する者は、 此の目的を達するが 餔 12 述 べ tz ため 如 ζ Ę 條 通 通商 約 商會社設立の目的の の規則等を理解しなけれ 一會社が貿易商社を設立 ٦ ば、 外國貿易の發展を圖ると云 l た事 外國 は既 商 に述 人に乘ぜられ ベ ι 加 < いる虞が で ል あ 事

ታን

る。

좕.

苑

明治初年に於ける大阪通商會社

第二十七卷

ニセル

第五號

_ _ = 12

- 16) 大阪通商會社規則第十八ケ條
- 17) 器序漆縣租稅高臺捌會社規則(商社規則)

サ

第五號 — 四

人に限定するやうに規定し、又外國貿易に從事せんとするものは、總べて貿易商祉に加入すべき あるのみならず、既に横濱、 つた樣な有樣であつた。從つて大阪に於ても外國貿易に從事するものは、貿易商社 長崎等に於ては、外國貿易の利益を、 左の布合を發した。 多く外國商人に 壟斷されて居 に加入した商

今般貿易而配御取建和成餘二付諸商磁棒仲尚組合等都而並退延商司之指揮ヲ受可申、 独山川山服 右二付組々より正立候もの中之島同司 であるさして、明治二年九月四日に、

右之趣四組町々に無洩相達るも E 九 Я

阪 Иf

大

其の結果其の不當なることを訴へたるが 然るに貿易商社に加入しない商人達は、此の規定により貿易に從事するを得ざるものと解釋 ため、終に商社以外の者も自由に外國貿易に從事し得る

内外貿易之儀ハ先般來連ニ布令置候通り勝手商法ニ付、 候服も有之、下々疑惑を生じ候哉ニ相開候問令廢止候 **米**民買商析營候儀勿論差支無之處、 (以下略す) 兩會社板刻之規則而石旨趣 振

右之趣四組町々ひ無洩和達るも

ことを、

次の如く布達せざるを得ないやうになつた。

かくして貿易商社に加入しない者でも、

自由に貿易することが出來たが、

大

迈

ľĒ

併し貿易商社へは尚

7) 大阪涌商會社規則第二十二ケ條、 商社心得

者が 貿易 ታን⁵ 之を あ Ŀ Ó 収 12 12 秱 扱 12 ふこと 4 0) Ŋ, 悱 *א*יל Æ 權 U) Ħ ÿ, 布達を發して其 水た 附 與 ă 0) で n あ た。 á, 例 0) 然 ば當時 取 3 綿 ľ. 萷 b を嚴重に 加 儖 13 12 加 彷 入 は しな n 12 貿易 鈗 Ų١ 者 砲 商 で 頫 扯 U) に加 尙 輸 Ъ 入 入 密 は、 Ũ か だ者 12 兵器を輸 -LJJ 貿易 0) 2 かず 谪 通 ス 泚 のみ 商 す 뒴

外國 の有之哉 人舶 來軍 - 相叫候問 用之諸器械 以來右樣之取違無之樣吃度可相守候 Ħ 本商 人は勿論諸藩士 たりとも外國人ゟ直々買取候儀ハ不相成御規則之處、 昨春來間 4 不心得之し

右之趣四組町中 無池相逢るもの也 O)

差圖

によつて直輸入することが

出來

ᄩ +

月

Βħċ JFF

大

其の他 要す ことを使利 るに外 |外國貿易を發展 さし 國貿易 ĭz 多を統制 12 め -년 貿易 する L ሆ 萷 办3 る 12 汕 12 め Ø 15 0) 濧 には、 注意 L τ 政府 として、 カコ の監督 < 0 延商(如 < Ö 會心 F 15 糆 は あ k 粗 0) る貿易商社をして、 惡品 特 権が 0) 許容 輸 Ш で禁止 いせられ 貿 Ť۲ 0 易 又外國人 で Ą あ L じる

る。 んだ貿易商社が、 而して貿易商祉は、 三拾五番組であつたところより判斷すれば、 唯 一社のみのではなく、 貿易商祉 一陽組に就いて窺つてみよう。ころより判斷すれば、貿易商祉 數十社設立せられたやうである。 が數多成立したことが分 即ち楽種 尚 の結 せしめることにし

どの取引高

から

育兩

以上

13

昇

る

肘

<u>ا</u>ت

は

爲

替金取扱に就い

ての注意を促すた

め為替會

杫

豫

βĎ

通

40

今貿易商社の營業振りを、

沚 中 定

則

ĬĊ.

苑

明治初年に於ける大阪通商會社

七三二 第 7. 豼 Ħ

第二十

七卷

同規則第十七ケ條 同規則第十六ケ條 同規則第三十一ケ條 職業叢書卷ス 三非家文書 2) 3) 4) 5) 6)

第二十七巻 七三二 第五號

通商食社が借用金子は各身元金ニ應じ損益共公平ニ可致割賦候事

今般貿易的配一陽組創立し別紙約定替之道得官許使俄二付厚く相心得各衝勵不可在懈怠候事

йĿ 中商事見込相付候發常人步持贈意たるべし其外同志之者申合手金加入いたし尚不足之處通商會社な協力大業なさしむべし

日論見相付配中一統二而取行候與其益分發明者平方可致所得候事

光利足科ニ損益とも共金高に割賦公平ニ可致事

出店代人之者自識見相付候非一同之承諾を得て相行ひ可申機ニ一己之取計不可致候事

取扱之金子一夜も出店ニ不可從當番之者日々持歸り出入いたすべく尤入用之目的相付毎月晦日通商會駐返納可致置候事

外國人位賣込口錢一同追々熟得致候迄先達功者取計候者半方可致所得候事

止糸改手敷料は凪中部割日利者壹部ツ、割燉候事

商用ニ面他鹹出張之節は相當之族發祉中ゟ可相賄候事

神戸出張之儀頗番を以當人又ハ重立候代勤之者交代可致見張若手之者不可委候事

記可申事

六日通商會社頭取之者成人ツ、見致ニ龍越押合印等可致候事

銘々無怠慢可致出動無據儀は常番へ相斷日々出 勸帳 お相談

出店会出入帳面は废毎詰合不殘可致調印候事

通商會社ゟ金子倩受右返濟之節出勤之者不殘通帳

い調印可致候事

通商仓社へ當人料二代勒之印鑑差出可申退役印形改之節三不獨相屆可申事 職入非二仕切帳等度每掛り之者可致調印部

出店兩處養焚食用堅不相成日々辨皆禁酒之事

代勸之者不身持は主人堅いましめされハ可為無念义社中も無服臟其主家に相告遠ニ進退可致其儀無之候ハ・又祉中之可為無

右條々別紙規則書之外銘々致契約候へは不可有遠背當社盛んならん事日夜勉强なすべし年々兩度此規則書補正し舊弊を去り鶸

々進步せん事可爲緊要依而連印如件 ·治二年巳十二月

朴 2|5 41 衞 ["]

原 誓 1E 兵 衞

岭

Jξ.

衞

非 元 之 助

三 ıþ 石 殿

野 聋 D

小

N.

H

入

ØК

左.

徊

ť"J

非 入 Úß 右 徿 Ľٵ

Ξ

Щ X *t*; 徿

芝 Щ

* П Æ (UL 右 Ţ. 雟 ľij 衞

山

通商會社設立の目的の一たる國内商業の振興を圖るため、 即ち諸地方より商品が大阪へ到涨すれば、 曾祉より其の商品を取扱ふ各 會社は諸商品賣買の

仲介を其の業務とした。

(|國內商業

に委託した。

說

쵼

明治初年に於ける大阪通商會社

商祉に、左の如き形式による通達をなして、之を入札の上買取らしめるか、 又は其の販賣を更ら

第二十七卷

七三三

一七七

第五號

七三四

弗

說

州 産

踆

薬 選手 七百貫目

ИŁ

代金三十月限納之事 落札相應之手附金差田事

十一月三日人札之事

日吉橋廣島屋五兵衛方ニ而荷物間取渡シ之群

化

る事 尙商社に加入しないものでも、會社の頭取又は商社の社長を請人に立てれば、其の賣買に參加す かゞ くの如き營業に從事してゐることを世間に知らすため、

5の門前に次の如き張板を出した。出來たのである。而して會社がか

通陶司

今般商礼取建之儀諸物價公平に至り四民安穩に渡世相替候樣厚御仁惠を以御許容被遊候御儀に付萬港看荷之諸品當社に於入札

通商局門前張板之寫

為致候問說之者罷出可申事

但社中へ加入無之者は其渡世社中之内頭取削長等請人に相建候はドス札不皆候事

Я

會社が行つた商品賣買の仲介は、多く一種の委託販賣であつて、 빔 九

地方の商社から、

或る商品を

7) 藍仲質商舊記、 7

8) 来商舊記卷十(德川時代商業叢書第 469頁)

買 於 引 中 會 1 る **D**3 際 受け 祉 7 12 O) 一賣買 苖 Ū H 送 賣買 Š τ 杫 Š ラ n は そ τ n 更 8 O) n 費用 6 3 Ŀ 其 ح جَ 服 伅 13 うに 委託 12 を少 太物 0) O) 販 な 藺 賣 つ L 頫 < 沚 べを委託 た た 010) は 12 τ 兒 託 贩 ታኔ 111) 更 且 本 L 賣 6 そ r τ L つ せ そを 顺 Ш n L 朋 來 材 賔 Ţ め 'n h 冶 3 木 난 12 支け ば L 以 四 頮 0) 年 詂 は め で 會 朋 九 仲 3 Ę ħ 月 冶 介 細 ځ 杫 ð 딞 は 四 0) b 干 自 丰 醬 £ 年 要 ら其 事 应 四 數 Ł 1 H 月二 料 þ: 會 る n 洏 か を ū を 祉 少く + Ġ 商 E 贩 九 鄶 方の 持 賣 龠 Ĺ 訛 日 ħ す て 彨 O) か 寄つ 蓢 る 内 從 Ċ, 瓧 0) Ħ 會 1= 諃 τ かゝ で 於 脯 7. ᆎ. 賣買 .કે は 內 て納 あ 品 1: 妼 1: 0 ታኝ せし tz < 놞 主 8 屖 南(て 糓 どし 商 め、 딞 物 딦 而 例 で會 以 O 0) OΣĽ. τ τ 眅 \sim 相 ば 賣 出 A 取 庭 骴 市 來 릵 所 賣

備 鏠 現 給 律 明 方 <u>ታ፣</u> 所 つ て、 設 學 かゞ 冶 金 法 怞 U) 關 者 設 六 Č H 柑 終に 年三月 未 庭 倸 6 T łt J. ĩ 半 を察 Š 及 n あ 0 ر 7 12 0 n 儈 IJ 12 會 限 Ŀ 72 Œ 祉 b O) L 12 ٣ 許 玉 0) 至 月 7 1: 派 0) すこ ፓታ で þ 預 13 7 約 あ 各 納 冊 あ τ H あ 定 る Ś o 地 Ľ 油 履 る め 併 が O) 爾來 12 U) U) U) Q 賣買 當 池 し 葙 な 如 眀 籄 ž 胏 鈲 つ 相 Ł 12 iż Ŀ 庭 冶 油 ηŝ 暩 U) Ŀ 會所 賣買 閒 許 行 通 0) 五 ተ で 大 年 C <u>-</u>} 糠 始 は 濄 反 1-3 は n あ カコ U) 四 堂島 殷 月 12 剩 剉 否 n る 018) 石 仲 赈 不 で 0) ታ 40 買 E 限 足 併 13 米 は あ 單 z つ 繭 極 商 付 月 0 U 邳 約 Ė 會 扯 乍 12 5 は Š 均 かゞ τ Ħ 全 曲 B 肵 <mark>የ</mark> 定 Ł 當 は ï 12 八 油 O) 合併 + 步 . 取 l 庤 政 O) 當 À r 交 ح 取 引 め 府 通 は โ 収 引 脐 2 O) る 顧 大藏 於て、 حج 蓮 n 前 立 間 は 3 て後 輸 τ 12 7 Ų١ 0) 省 堂 佛 £ U) あ 內半 各十 其 Ė 不 Ċ カジ ٨ か つ は 便 < 如 * 0) 7. τ 朱 C 大 比 兩 行 ż 7 O) は 分 如 かぎ づ は そ ð ソ 納 ح 議 13 つ ナ < \ n 0 秕 は 出 論 12 1 U カ→ 泚 12 限 tz ታ፣ τ 0 企 ŀ 棉 會 朱 硘 75 0 月 庭 め D あ 底 意 訨 米 は 0 ŵ

仲 0)

П

n 賀 MX

z

(T)

所

7

引 は

相

世外侯事歷維新財政談中 170-1頁

全 見 tz 15 2

國

現

13)

說

奿

明

袙

初

牟

に於ける大阪

通商食祉

第二十

t

签

七三五

錦

Ŧī.

號

JL

庭 後 需 法 L 世外侯事歷維新財政談中 166-7頁 0) 10 商社心學

¹¹⁾ 大阪府達 12) 大阪油板引所史 8页

說 冼 BА 治 初 42

K

於

ij

る大阪

àifi

H

龠

訨

笰

-[-

-L

卷

n

す L • tz 從 標 浙 2 朻 Τ 相 埸 ż 埸 示 0) 如 Ţ 10 활 足 Å Ġ 往 13 11 か つ 投 12 機 O) A 者 7; 斻 Ġ O) 鄱阳 す ŧ 賣買 左 右 出 す 來 ð 高 ŧ 今 7 ۲. П な 11 ģ, 比 す 肝护 n ば Þ 僅 0) 縱 少 で 殙 푴 あ 情 つ 12

沚 U 合 で Ō) 以 下 åъ ŀ. Ė 3 あ £ 2 वे 12 7 îtfî ð 明 扯 D) 孧 な ΙÚ は 酌 如 ζ, 餡 取 沚 립 は 内 所 阈 內 0) αï IJζ 闘 業 引 깸 12 就 員 業 い ح ſ: 15 ζ しっ 於 な ጱ 抽 T L は 位 12 俪 ĦΖ 12 引 阯 あ 所 0) 業 な ۲ 務 同 11 ح じ 0 15) 檰 圣 見 能 ₹ b 仐 垫 迻 ح ŀ.J <u></u>ያ፣ 行 0) H ЛX 琩[來 tz 肵 శ్ర Ø) で 0) 業 陑 あ Ď, 務 Ī 쫀 適油適 會 闻

Ш 此 U) 積 外 會 入 n iirt O) は 衍 俯 岉 業 は U) 同 贙 蓬 肵 10 z 副 於 7 8 収 12 扱 S) 安 は 治 L Ø 川 る Ξ 木 ح 津 1= Ш الرس ال 叉 筋 ifi (] 的 荷 局 华 俞 中 肵 O) 垫 Ē 借 Πī 74 及 15 所 び 運 娃 Ŀ τ 所 τ 0) 積

質

際

ŧ

更

都

市

0)

通

俯

餾

重Ŀ

は

多

<

後

E

至:

0

τ

米

豰

収

引

肵

12

變形

tz

瓩 \equiv は 兪 ΜĖ 之 を U) 伂 介 b 受 ĺŦ τ 迊 補 耐 曾 ЬĠ 匆 耐 保 논 同 쇁 庤 10 設 以 77 τ ż īĤî 米 n 収 た 爲 引 柸 Ŀ 혤 12 便 泚 宜 は z 金 與 融 ^ 殊 12 017)氏[[13 11 悧 ŧp 主 ح U 12 仓 瀜 棩 關

蕑 用 沠 旓 は O) 4 12 會 雃: 凡 爲 ĸ 其 柸 そ 혤 相 0) 當 仲 iit: 介 U) 引 O 貧 當 勞 ňĠ 'n 金 Ŀ 取 O 提 融 つ 供 12 通 đ 0) 受 7 n ば あ 6 O 18) 何 ٨ 元 12 來 で 爲 Ь 暓 祉 貸 會 ታኝ 怭 祉 其 仑 は U た 延 融 N. 0) 禠 で 會 あ 妣 沠 3 12 加 ታ፣ R4 119) 入 會 爲 酚 τ 替 居 會 8 祉 かっ

铡

ልን

ţ

h 附

z

H

ん

ح

t

8 祉

M

`

O)

方

r 沉

1=

申

H 機

T

ゕ

0

12

۵š

其

0)

資

企

0)

貸

Ŀ

仲

介

4

る

ح

b

通

旓

曾

O)

業

務

ځ

L.

12

卽

ち

方

住

入

分

义

は

械

o

は

否 n

D>

Ŀ

ば 沿

坳 13

元

關

係 illi 方 住 業 ş 有 ىل ኧ 金 す 0) 革 3 仓 附 涌 鼬 仓 酩 ¥ 等 會 圓 滑 0) 瓧 ረ 12 ij Ġ Ø 15 相 要 Ħ. め 4 1: 6 る 鱂 資 絡 ح z 企 せ 其 な h II U) n ば な 本 Ġ 來 假 1 U) 令 か 目 確 つ 的 賞な 12 ح 3 ځ 12 引當品 iż O) 當 で 然 あ 7 で 8 < あ か ح Ġ ٥ ٥ b 從 犯 通 南 つ Ø 會 τ ろ 例 ΙĦ 祉 業 驲 ば 取 肞 產 垫

> 開闢 〒士年史下、680頁 14) 銀行行餘錄 19頁 同書 685頁、米山梅吉 世外侯事歷維新財政談中 169-70頁

大阪通商會社規則第十四ケ條 17) 同規則第十五ケ條

始 會 O) 収 壮 葡 tz 扯 ል 仲 調 021)諸 1 扯 會 め 叉引當 6 'n 鲁23)殆 介 抛 肱 庿 O) 鄊 方 13 12 ん ĪÜ と悉 诸 12 ょ ょ 収 я́Ь 径 貸 3 뛆 Ж 1 U) O ځ を以 W 犐 7 張 祉 承 (1 艮 高 髙 通 認 0) 場合 爲 は は、 2 兩 z て資 替 得 執 tu 會 企 企 事 tz 會 金 1 12 īit. 光を貸 袑 킸 貸 nii: は U) Ŀ 拾 徻 頂 附 貸 þ, 仲 萬六千 叄 沚 事 仓 通 附 附 介 萬 額 īĬī Ð ł٥ į† H Ŧ 同 J 會 J た 72 023) 3 軌 参百 $T_{\rm L}$ 場 0 h 訨 う 事 j ដ 篫 連 tz 合 U) か 叁 囙 八 遙 伸 0) < 7 0) è 抬 拾 15 衸 て 0) 內 D\$ あ 炒 如 八 袽 を あ 娳 青 經 其 兩 つ n < 膏 名 ば 孙 ₹. て、 爲 0) 替 朱 膏 例 引 'n L 當 貸 大 朱 て、 會 洋 11 阪 品 其 附 祉 銀 鏠 眀 凢 爲 0) H かぇ O) 三萬 治 替 5 價 元 接 八 ñ 摄 îŝ 曾 酩 徝 方 tz 车 貸 祉 諸 Ł 業 z 九 干 六 諫 Q) 図 Ħ M 0) Ŀ 定す で 六拾 月 作 H () 共 あ Ħ 末 12 柭 澬 貸 Œ 3 企 枚 O) L る Ŧī Q20) 計 Ż 出 附 た z 文 貸 張 勿 算 爲 耍 鏠 7 仓 論 替 z 栩 Ŀ 額 あ 15 一萬三 ţ 於 龠 け 元 ろ か ょ 6 方仕 批 τ 3 千 沠 勘 は ځ 埸 豫 炗 爲 南 定 ĮΨ

13

ል

通

Ø)

合

拾貮 萬 超 ヶ ᅪ DΩ 12 過 月 Š 偣 Ħ せ 帝 Ŵ 邴 n JL 3 金 五. 分 高 肻 分質 其 占 拞 九 は る 釿 0) 厘 JU 厘 拾 汳 圍 冗 仓 朱 C 內 あ 刼 E 旗 四 兩寬 拾三万 洋 10 方 70 延 法 銀 あ **美三萬七** ば 分貮 15 0 就 す 扎 12 ル 未 Ŧ 0) į, Ŧ ح 期 五. τ 而 礈 ż は Ħ 入 胐 (百枚 Á 得 て貸 は 四 拾 文 藺 tz 026)多 딞 附 で で 八 又 B あ 0) 金 あ 期 眅 六 袑 3 額 b 賣毎 熕 は H ケ 月 E 錘 朋 為替 至 引當 治 Ė 12 \mathbf{H} 内 つ あ 厘 Ъ. τ ス C 车 曾 딞 2 返 7 귶 祉 12 あ 0) 納 月 t カゞ る 時 る h 價 ٦ 末 Ó 得 已 حح t 0) 疽 旄 於 15 42 2, **ታ**፯ 貸 許 貸 مح 分 τ 8 場 禣 2 ĒΝ は 附 0) 六 高 合 ð n 高 七 72 通 は 12 る は 025)分 は 鴩 ì 尙 會 企 合 金 を 抙 *7*i. 証 標 拾 涌 萬三 附 准 藺 は 0 Ŧī. 伂 會 0) ح 万 劜 利 介 L 三百 卒 は ヶ Ē 纤. は 涣 Ξ ょ 九 定 共 Ŀ

拾

亢

飍

八

B

ĴĹ

拾

文

C

あ

Ď,

明治

四

年二月末

10

於

7

は

通

齑

曾

社

0)

耳.

to

經

tz

る貸

刚

高

iţ

令

 \overline{T}

拾 Ħ 林 沠 ŵ 仕

頒 九 丽 杫 Ŀ

Ł 彮 t Ξ Ŀ 笋. Ħ. 號

訲.

苑

皗

襘

初

年

r

於

け

る大阪

超商會社

181 同規則第二キケ條 19) 涌商局門前張板 (来商都記卷十) 20)大阪通商會社規則第二十三ケ條 同條但書、商社心得 22)

同規則第二十四ヶ條

を

三 十

說 凘 頄 袙 初 がに於

H

る大

阪 通商

٠,

ᆎ

爲

鼛

옙

配

支

拂

は

L.

b

12

0) 引 當 品 zo 厺 邳 な る 入 札 Ţ. ¥Ý 11 濄 金 ታኝ あ 'n は借 主 渡 不 足 す 12 ば 借 主 J. h 其 0) 不 足 額

え、₂₈₎ 替 て t 會 爲 る 叉買 林 兙 金 ځ 銀 餡 ļ b 入 Ŧī. ۸. 薍 簽 Æ 拾 設 ځ $\overline{\Omega}$ 行 金 Mi to が Į) IJ 0) Ļ Ġ 支 目 あ ñ 挑 زر 桶 洋. 12 1: 0) ዹ 手 焬 þŞ 銀 ___ 形 祫 12 7i通 は Ė 拾 ß 當 ę 枚 共 Ü 曾 批 手 Ŀ πĿ 政 0) ķ 形 形 一授受 Ĵff 式 10 Ĵ 帯 ИŁ þŝ す ħ 發 主 8 0) 同 脐 行 ~ Ħ 引渡 會 は 的 Ð 5 扯 O) 共 逖 Ìι ょ 4 ħ 衧 P 0 12 發 5 Æ. 太 \mathscr{C} 按助 政 行 iz 金 官 耞 to l. 12 誘 13 す 札 金券 替 8 ÌÉ L 12 ô 13 び 1-ح 沚 አን 闹 手 īm ^ U 差 崩 形 で 出 τ 品 0) 愛買 此 流 あ L 等 Ť つ 通 0) を 手 tz 0) 代價 埸 伌 形 合 進 ځ 引 Ł ٠Ų٠ 爲

所 力 づ ኔ 商 ĥ 有 四) ĮЩ **す**こ (30) 腁 硘 0) 滷 船 杰 Ti 圁 從 Ħ で 倡 船 あ τ Ħ つ b 巡 受け τ 當 旓 ス 胩 糽 飠 沠 大 馜 72 金 C 31 ili 阪 を は 婯 曾 東 Ifri **宗橫** 祉 す L 延 Ť 3 5 0 努 箈 者 會 1= 绞 斺 力 舢 \sim は 漕 袻 は 殏 0) J. 爲 共 12 1-つ 馞 て 海 0) め 廽 1: 會 運 酒 航 並 高 U) 發 Ŀ 行 细 Ţ 保護 達 h 屖 L 容 Ę τ 4 圖 發 居 易 兵 進 15 る 衞 た ت 蒸 資 Ð 11 L 汽 金 ح 此 を其 t 飛 0 0) 剻 融 る 洏 船 通 0 た 啪 目 め、 通 z 札 受 ĤΊ 祔 ş 0) 札 H 릵 治 當 は 得 ح Ç, ح 髙 L 年 3 U 知 ÷ 3 72 τ 屋 カ> 月 爲 Ś 华 + 林 Š 兵 會 Ħ 衞 先 狝

月十二 其の 其 þ; \widehat{o} 硘 Ė 通 H 庙 H Ë Ò) 儿 曾 布 中 0) 沚 ИX 1: 分 島 ï 關 扱 よっ 所 並 τ 附 r τ 入阪 は 司 構 富島 富島 其 内 O) 三丁 丁 詳 置 細 ŋ, 垫 Ė Ė n 细 12 12 設置 硘 置 8 漕 ~ ŝ き資 す Ŀ īĒ 其 3 Ξ 料 就 0) 貨客 Ł どを公告 Ļ٦ 灰 τ (通 O) 運送を 旓 tz 會 8 L 証 12 其 扱 ح どころ 相 は O) 窗 Ħ. L 狀 13 0) め 聯 垫 廻 tz 032)阴 朋 絡 漕 12 2 會 更 4 5 īrt. る Ē は ح 阴 ح 冶 币 を 年 阪 得 六月 た 年 15 Ш

Ŀ٦

廻

漕

會

祉

カゞ

事

筃

Ŀ

明治三年六月以

後

に成立

して居たことは

明治三年六月以後

O)

大

爲

26)

27)

同規則第二十六ケ條

同規則第二十七ヶ條

²³⁾ 會社を排五 24) 大阪前南會社規則第二十四ケ條 25) 同規則第二十五ケ條

替會 証 の勘定化 Ŀ 丽 調 書34) O) 斉に、 廻漕 會 証 身元 (金預りどして金八千六百 五拾兩 と計上され

3 (五) 菡 iil: 1 うて U) 惚罅 4:u 3 通 ご か ñ 曾 H 配 來 ょ 8 商業 Ø) 仲 介を其 0 業務 どし て、 內外 南 業 \overrightarrow{o} 發展 を聞つ tz) i

之

營業 て居 楯 0) 訛 نح 餔 坔 Ť ti 72 sp đ) の繁祭 àiti life iki I 姑 ź RA ŧΞ 其 人 혤 め σ を圖 0) 前上 3 統 營業 者 規 n 儬 'nз は Ħ١Ī 0 tz 얡 i) を安全 17 下に 先 ል 0) 會 ź 4 づ Ē 以 倏 あ jiil: あ 經 $\tilde{\tau}$ は う ïË ろ 整 會 大 τ. 12 あ です 各商 饭 랊 3 府 其 如 12 ζ, ź 屈 の手 Ť 泚 をし め H Ó) 丽 熋 諸 7 Ť, RH 業 さし 南 τ, ¥ 劜 劜 を惣 其 叉 Ц. 紞 Ť a 쒜 內 0) O 摊 指圖 外 俊 皕 4 Ź 展 阁 X 0 を受け 業 を 遂 內 č 各 Ó 發達 Č 商 vi かず 商 な 出 Ĺ 泚 ij 水 ť 劜 12 0) 南 扣 心 ~ n 12 く之れ 変な ば 則 0) 力 よならす、350 フ 7 Ö に違反する 夵 あ 3 を指 ĬΪ. 充 う τ Ø 分 叉曾 を補 8 迫 方策 者 例 Ũ 끠 Ťz 'n 配 ば あ を採 ľ し Jm 新 7 ĚIJ n 共 t, ば 入 规 0 12 0) 曾

之を官府 訴 ~ τ 唇貴を加 ~ るこごが Äŧ 水 12 0 Ċ ā خ دهن ינל < Ó 如 ðu / J どを其の業務 どし Ťz 通

第 阪 通 商 會 祉 の

斺:

は

恰

も今日の商業會議所と同

 \overline{c}

任

蓩

 $\hat{\epsilon}$

存

Ĺ

12

譯

ij

Ē

あ

業

纑

出資 ح ū 其 U) 性 償 4 顨 15 L ŤZ 0) Ē. あ 0 τ 和 0) 貨 땎 T あ Ö خ† ه 夫 n _ታ፣ 12 Ø 會 īi ŀ かず 損 失 r 招 Ų٦ 0) τ

金

1.1

緲

7 πĒ

Ž

10 畓

入阪

為 は

峇

鳣 扯

前

預

え

n

t

15

Ħ 加

浸分

0) Ĺ

利 T

息

を Ш

变

H 12

12 金

從 t

つ

7.

此

O)

H 12

苔 አ፣

は

紬 共

然

12

W.

劜

胡

袙

初

年に於ける大阪通商會社

Ϋ́ 嵩

會

U)

本

企

+

'nς

身元

企文

は

产

氽

ح

谑

L

礈

b

成

Ť

L

U;

資

本

ġ, 此 0) Ĥ 睿 $\tilde{\iota}$ 欁 す S 利 息 丈 H ŭ 捝 E 支排 は n 3 3 ð ō 12 カコ < 0) 如 ž 制 度 は 會 脏 企 業

ŀ 卷 -t: 三九 够 Ŧī

= -F

同規則第三十二ケ條 同規則第三十二ケ條 同規則第十二ケ條 會社会書二 28 29 30° 31° 32)明治二年十月十日大阪府達

Ш

第二十

七卷

Ŀ

に於け

3

大阪

Щi

高會社

幼 並 並 12 12 支 穉 同 差 拂 75 年十 加 る は 탉 愈 n 捅 12 16 月 Ò 1. 15 1: ح は 通 對 は、 36 间 < Ŧ 大阪 見党 钶 る 址 利 13 息. U) H 支 替 手 ľ, を 拂 曾 n 經 8 蕌 社 现 τ <u>ታ</u>ኝ U) 挪 計 作 錑 لح Ŀ 成 で 受け đ) z శ్ n た為 12 替曾 る利 居 丽 U ること 息 莊 Ť 此 坐 勘 定 U) 其の 及 4E H Ö Ŀ 鬒 凝酶 詽 取 13 資高 調 對 書 す 社 椞 に應じて分配 U) る 內 利 玉 組 息 <u>ታ</u>፣ かゞ 沠 句 朋 RH 决 治 算 옘 Ť2 朔 = 劜 年 12 身 **م**ح 3)六 現 范 月 金

其 L ţΖ 0 ĪΖ 尙 め 辿 利 0) 之が であ 葪 益 配 館 詳 當 症 ζ 觚 b, p: 밙 如 z 何 ę 0) 知 營業 'n 15 8 る は ķ 資本 狀 65 得 よっ 態 な 金に 10 6 あ τ カs 對す Ò 利 tz 益 朗 を撃 か 3 冶 ح 利 四 _ረ > 息 げ 年 'n ح ふことに就 W 同 ば Ŀ 樣 4 Ē 會 期 毎 沚 0) 年六 Ú٦ は τ 其 利 月及 は O) 盆 出 金 之に 資高 び <u></u>ታ፣ ` + 金六千 關 E 應 月に支排 す Ś \bar{c} 三百七 充 分 其 1 は 抡 0 る n 利益 Ħ. 貧 12 兩青 料 r P 丽 酡 步 觖 L 壹 (" 7

1:

よつて之を知

るこど

þ;

Ш

水

5

殘 朱 b 0) 饄 七百 z 身元金に 人 拾壹文で M して あつて 各 沚 中 n ^ 配當 を三分 L T2 Ļ ۲ 其 り 及 び jo **積立** 朋 冶 一金さな 四年六月十三日 Ĺ 他 O) より を諸 十二 ス 月 用 --10 入 尤 H 7 乞

文で の決算に於て、 あつて、 身元金 利 盆 ři 鉈 か W (] 付 諸 金三分三朱、 入 刖 給 銀 等を差引いて、 鏠 四百七十二文の 企 呵 Ŧ 利益配當 百六拾六兩壹分貳朱、 かゞ 行 は n tz ر ح 鏠 丈 屓 H Ĥ は 九 拾

共 U) カ> 業績 ζ O) 加 天 < 見 譥 業 1111 べ 冏 FΗ 13 0) ታ፣ Нŧ 資 { = つ 對 12 ø ġ 5, る で 利 あ 息 及 び かり 利 事 益 實 Ŀ 配 は 全 當 l Ī īF. 扂 反 對 z 肵 T あ ょ b 0 見 12 o ñ ば 通 兩 餾 沚

指導の下に、

叉或

(は强制)

的

15

諸

商業

j;

通商

會社を通じて行はれ

る

やうに

る

ŧ

Å

あ

3

<

を知

ること

_ታ፣

Ж

亦

4

せられ 12 初 þ; め は 後 沠 볩 述 司 Ī 0) 33 34 351 同规则序書 36) 37) 銀行行餘錄 8頁

同三年六月廿三日大阪府達 合社全書五 大阪通商會社規則第

12 ð 諸 如 商業 ζ, U) 素々商業に通じない役人 収 引 は 通商 曾 止 を利 の指 用 せずして行 導であつた はれ ため、 ることしなつた。 其の指導宜しきを得ざること夥しく、 明治三年六月末 小の會社

獑 兩 金 と な 次 O) 诚 合 5 計が 少し 72 2 明治 拾 七萬 ことは、 Ŧi. 年五 四百七拾 1月末 曾 訨 رن 七兩であつた 0) 營業 夫 ñ b; 11 追 拾萬貳千百三拾四圓 々發展せざるに いのに、 明治四年二月末の 至つたことを證するもので 五拾錢 Ü 減じ 身元金は拾四萬七千 ŦZ S 如 ζ, 會祉 あ る。 四百 O) 身元 俳 四 L 作ら 金 拾壹 か

ろ 會 ح 証 0) 通 U) 樫 丽 業 司 から ቃ፣ τ か 朋 < 冶 0) 加 あ []] 80 年七 ζ 不 Ä 振 Ιį Ŧĩ. 11 陷 Ц に腰 った ıt. 0) せられ 1: は て、 會祉 會 0) 産み 加七 þ; 大阪 O) 親 ИŤ C あ O) Ď, 管轄 に腐 且 っ 育て 4 8 ことに 0) 親 で Ŋ, ð 1: ろ ПĖ た

خ

⊅₹ は **)**; 其 迊 大 蔺 1. U) 内 腴 餡 **参拾** 劜 0 þ; 五萬千 大阪 13 þ; 涡 林何 叄 ľi Ħ. 兎 扯 拾 ţ, 狥 Ĵ b 12 08 圓礼 借受 7阴治六 餸 H 12 年三月通商 八 厘 仓 人 額 毛を返済 は Ŧi. 自 畆 扴 七萬 0) Ų 營業を大阪為替會社 三千 結 局 五百 借 倒 七拾 どなつた 壹 H b 膏 0) 饄 引 が、 繼 Ŧŧ, 厘 ٠, **廿**寬萬寬 で あ

ク 12

会 五拾 t ē, E 7 Īï. 百七拾壶圓 登錢五 匨 貸付高

千貮

ń

拾貳

H

四

1錢六厘:

八毛であつ

共

U) 內

霧

は

左

O)

如

ر ر

ある。

Ň

Ħ. Ņ, 七千五

ET Dal

九萬四千七百

记拾

-L 回

乙五拾錢

淅 滸

4

լի

割濟

六萬八千六百

四拾七圓

¢٤ 鏈

ħ.

登

÷Ė

晶

ИĤ !. 債ノ高

扯 ×

Щ.

<u>:Ú</u>

37. 返濟

臺萬五千濱

詋

苑

明

袖

初年に於ける大阪道商會社

百八拾

p.

ŦĒ 廿四

匣 頋

バ

Ľ

1

iΥ

酮 外 貨 Rij

業益 付高

è

以 Þ

返 讴

第二十七卷

七四四

第九號

— 三 五

三井家文事

會社全書力 藍的社諸事

大阪通商會社規則第六ク條

1)

2) 3) 4) 5)

遗离五千试百五拾閒

說

七四二

第五號

蒸氣船四艘窗排金見込取入分

× 拾四萬千九百八拾五四廿五錢 三拾五萬千三百五拾九圓武錢八厘七毛

諸貨付滯分損

(萬千三百拾三圓三拾六錢臺凰六毛 П 싢損

查萬四千三百六拾圓五拾三錢 四千五百五拾宜同四錢六厘八 tī. 191 儿

安治川堂島 蒸氣船門 艘寬排捐 高南堀江 扣家人費

× 什武萬斌千貳百拾武圓四鑓六厘八毛

損金

ては、 此の勘定書によつて知る如く、 は政府より下付せられ 會祉 の藩債に對して下付せられた公債高は拾五萬貳百五拾圓であり、 た公債を以て清算することになつたのであつて、 通商 會社 は各縣 へ巨額の金銭を貸附け 12 明治六年十月の決算に於 のであるが、 其の貸付 先 共 U) は 貸 高 矷

縣 舘 林縣。 沼田縣、 福 įΪι 縣 阖 Ш 縣 佐土原縣、 秋出縣等であつた。

第七 大阪通商會社の 性質

會沚 合に ふことである。 以 の性 上によつて大略 しても、 質である。 それ カコ は産 即ち 大阪 0) 業組 通商 通商 如く通商會社の性質に就い 會礼 會社 台の は 0) 果 秱 組 で [繊及び營業を知ることが して會社 đ õ 12 か であ ては、 或 つたか、 は又單なる同 議論 **將又組台にすぎなか** の在る所であつて其れに就いて未 H 亦 たが、 業組合(ギルド)であつ 次に問 っ 題となることは 12 か。 叉其 tz か ح 0

b 組

<

6) 周上 7) 凭替會社勘定化 E取調書(會社全書五)

8) (姫字に誤算があるが、原文の儘にしておく)

纫

金

9) 會社会書十二

為替會 të 我 定 ĭ 図 劜 會 12 は 杫 固 意見はな 0) より今 艦 觴 ごな H ŀ٦ ٥ Ö すを妨 會 例 畆 ^ ľ ح げな ū 澁 澤榮 同 E Ų, さ述べ カ K. Ġ 1 は て居 叉其の事 開 3 國五十年史」中 が 業 同 も数年 C 害物 Ċ 0) Ó Ĥ 會 L Ŧ 瓧. 0) 失敗 志い 他 10 0) 埸 於て、 12 셺 所 éD L 通 ţ Ŧ2 かぇ 銀 商 行 會 尙 祉 及 ľ

以て 士は、 ては、 延商 為替 s)曾 曾 劜 は 11 從 組 水存 合であつ 在 L τ 12 各 株式會社 秱 ψÞ 間 組 1: 台を公認 あらずとし、 したに止り、 前 後 矛盾 自ら U) 說 二個 を述 0 ~ て居 企業にならな ઠ ŧ īz 誌に於 か Ŀ. 之を 囮 ク 72 博

やうに

見えるさ述べ

て居

3

私

は

上田

博

士

O)

說

0)

妡

く通商

曾社

が單なる同

|業組合にすぎなかつたさい

ふ意見には、

全然

摚

Ļ 同することが 7 各商 殊 ï 室町 谷 崛 出来な Ŋή (] 代に I -) て成立 は座 ָ ט でが称 柳 l Ġ 我國 て居つた。 して發達し に於て、 明治 は同 12 ď 、業組合なる制度は、 維 0) で 新 後 あ 9 7 於て 其の も明治 後 徳川 旣 元 一時代に に鎌倉、 牟 四月 は の裁 桃 室 小仲間又、 酊 削 脐 肵 10 漟 は組 12 か ኔ G 0 獲 て其 ح 稱 生

じ趣旨 n の存 12 綾を許 O) で 0) あ 下で設立さ å څ n 從 12 'nί つて同じ 'n 其 جز 業組 ものでは の弊害の大な 合の なく、 存續 る 中に設立 叉如 12 め 終 何 に兵馬 Ž 12)明治 れた 騷 通商 Ħ. 拯 车 曾 (i) 四月十七日の 掮 薍 柄 は とても、 同 業組 布 明治 合な 介 で る林 同 蚁 ЛŦ 業 仲 組 か 闒 合 | ご圣然| 旣 は ï 解 存 散 飼 Ž

所謂屋 **緊害の大なるこさを認めて居るところの** 朋 か Ì 同 上に屋を重 業組 してでは ø) る如きことをなすべしとは j ζ, 共同 企業形 闻 業 態と 組 到底考 合 して通商 の外に、 へられ 更らに 會 亂 ないことである。 を設 それど同 立し ナこ じ性 0) で ěp 皙 あ 0)

明治

新

政

b L

丽

7)3

とも其の

のを設

る。

丽

L

て株 府 ij

仲間

等に

豳

L

tz

者

Ė

蔺

社又は通商會社

の設立

を通商

冒

より

勸

誘

L

Ŧ

þ

共同

企

業形

第二十七卷

-Ŀ

四三

第五號

一 二 七

鼣

걘

岄

治初年に於ける大阪道商會社

- 1) 開國五十年史下 679頁 2) 同上 588頁
- 本史第二卷會社篇 386頁 389頁 3) 日本に於ける株式會社の起源(商學研究第二卷 832頁)

同 12 するこどを躊躇 態さして 企業 のは のことに就 次に述ぶ 0) 脯 īńł. 又は る如 L Ŧ2 いては會 迦 くそれ等を設立した 0 Ť 商 あ 朇 得 劜 **ද**ු 75 ï 叉通 得なか る Ġ 崩 Ø) つ 曾 Ō) tz ķij 性 祉 質を理 から 人達 及 12 び 為替 Ø) þ\$ 闹 解 で あ 業組 會 Ü 得なか る 訨 か 合 敷年に 要するに通商 のこさに就いては 0 12 して 12 **(**(解散せざるを得ざるに 多く 餾 邡: 通晓 が未 Ú) 屑 だ曾つて彼 λ して居ても、 ú Rij 劜 Ĭ. 垂 筝 加 共 入 0)

又は 經 業組合より圣然別 會 つたさいふこさは、 U 贩 加 証文 Ò しな 延的 する tz 0 は ń 質作 7 ИÍ 曾 ū 合資結社 ňĿ 脏 紨 を設立 it あ 變形 3 して居た กร 個 明治 の性質 す であつたが L ŤZ 應 ā Ė 五年 0) ŧ ĨΞ を有 Ē 逃 沈 Ō 四月二十五日に發 あ でもなく、 ベ ٠٠ 放に、 ર્વ L τ するものであつたことは容易 は 妡 更らに通商 〈 陋 從水 か か 者は 叉商 より る結果を醸した 全然別 耐 又は せら 會 沝 nit: 伸 ri 及 通 個 閫 等に屬 び 蘅 Ö 12 次 商 會 b のであつて、之によりて通商 0) 祉 沚 0) で に知り得られるであらう。 布合によつても ۲ 0) 成立 た所 絑 あ 44 **つ** 後 阊 12 人達を糾 等と を離 か <u>ڄ</u> が全然 b 其 崩 梾 合してそれ 神 カコ 0) で 別 阊 株 個 箏 44 あ U) は 胐 勿論 會社 [] Ł 旣 祭 叁 0) 1: **λ**; þ, 旓 加 iŪ (" 並 텎 商 đ) 劜 せ

力今世に行はるる會社商社 大にして内外諸國と有無を変易して世上の爲に諸物を融通せしめ、 たり(中略)必ず仲間 と主意を収違へ ij 從前 v) ざる様柄々研究し、 とは全く主意相違之儀言 職業盛大に知見を可開事 āķ 阀 一人の便利をなし共業を手廣にして大に公益を得るの良法 Ŧī ば心 の合たるもの中合せ栄力を合一して其職業を盛

壬中四月

右之趣管内無洩相違するも

Ø

尙

大阪

通商會社規則に「

社とは

則組合仲間にて同心協力するの意ごもあるは、

大

鼷

Иf

單なる同業組合的

زه

4) 上田博士: 日本に於ける株式會社の起源(商學研究第二卷 822頁)

協力を意味したものではなく、企業を共にするの意であつたことは明瞭である。最後に最も問題 どなるところの面 荕. が同業組合でなかつたことは、 商社規則、 商社心得及び各商 jil. の名前 連 F 帳

等を見れば之を容易に判定することが出來る。

論 それが一つの會社であつたか、 ごてみよう。 の存する處である。 上によつて、通商會社及び商社が單なる同業組合でなかつたことは明かとなつたが、 今此の問題に答へるに當つて、私は通商會社で商社でを全然分離して觀察 将又一つの組合企業形態であつたか といふことに就いては大に議 然らば

體となるわけではなかつたやうである。例へば金錢を借用する場合に於て、商社自らが其 應じて割り當てたことは、 となるのではなかつた。即ち次に示す如く社中總べての連印 が商品を買 て居る。 先で商 つの企業團體を形成したことは想像するに難くないが、併し其の際商社其の者が 換言すれば社中が各々權利義務の主體でなつて居る譯けである。 扯 ひ入れる場合に、 の性質を見るに、 旣に述べ これは一つの組合企業形態であつたで斷せざるを得ない。 一つの企業體として活動し、 しが如くであつて、これによつてみれば、 又其の結果損益が の借用證書を以て、 あれ 同業者 金錢を借り受け ば之を出 權 莉 かゞ 成 相 義 (の借主 資尚 務 程 結 附 ĥ ЛĿ

但利足莹圖:壹分五厘定

布

訤

飐

明

治初年に於ける大阪通商會社

八會社御借金之內爲商用元手金借用致候所實正也然 ル上ハ狣ル 五月限リ元利共急度可致返済候則 商社證據 且為引當身元金六

七四五

第五號

一二九

5)

第五號

百七拾兩之券御預ケ申置候返濟差支候ハハ御差引可被下候自然連印之內故障之者出來候共殘リ印形之者よ無相逗可致返濟候爲

明治三年午十二月

後日借用證文依而如件

业 商社 築 k 組

長 町 波量賀右衙門印

赶

阿

同

執

事

灰

屋

利

兵

衞印

伊 丹 昼 庄

쑽

业

司

Jnî 賀 屋 林 兵 循印 助印

(以下略す)

Œ

丹

屋

彌

ĮĘ.

緇印

拾 兩 լոյ Մայ 波鼠 賀 右衛 門(黑印)

利 昼

衛(黒印

又かくの如き手續によりて借り受けた金錢は、其の身元金に應じて十二月十八日に左の如く分配

した。

朋

Кĥ

會社

御 чþ

Ħ 拾 耐

> 伊 灰

J} 屋

庄 兵

助

金 金

숲 兪

 \bar{H} 大

拾

耐

六 拾丽

加 賀屋 林 兵

衞(黑印)

ø 丹 屋 彌 乒

(以下略す)

⊅₹ 退趾したい者があつたため、 即ち明治二年十一月廿七日に成立した監商社榮玉組は、其の後明治四年五月に至つて其の社 以上によつて明かである如く、 尚商社設立行為が、 一つの組合契約であつたことは、左の事項によつて知ることが出來 左記の如く一旦解散し、 商社は一つの組合企業形態であつたと斷せざるを得ないのである 直ちに同じ日に退社員を除いて同一の商社 中に る

П J. 匙

明治四年未年五月廿八日

を設立したのである。

戴商社祭玉組取建來候處當時退社之者も有之組改申旋候二付一先身元会六百七拾兩御反被成下度御顯申上候 日上

賀 屋 林 兵 衛印

nt

βij 波 屋 賀 右 御 門印

利 块 衙印

Jκ

屋

(以下略す)

開 齨 肚御

中

藍 商 仲 訨

間 名 前 帳

沌 明治初年に於ける大阪通商會社 築 £ 粗

說

6) 闭上

第二十七卷

七四 -t:

第五號

Ξ

兆 明治初年に於ける大阪道商會社

今般被仰田候御趣意難有奉存候依之藍渡世之者共中台的社取結中度則左之道銘々身冗金相納御規則堅相守商樂手成二仕度奉 記 第二十七卷 七四八 邻五糖

顧上候御聞濟被成下候ハハ雖有奉存候 明 (治四米年五月廿八日

以上

古野屋町

沚 j. 呵 Œ 屋賀 1i 衚門印

長堀十丁月 Æ 助印

(J) 抍 ki

青野屋町

¥Ά,

纠

华

4

伊

丹屋

治

灰

御印

長期拾丁月 坳印

Jŀ Ьv. Œ.

金

五.

拾

橗

町 **()**F

同

ø

ታ}

屋

瓣

乓

福印

(以下略す)

次に通商

會亂

カジ

如何なる性質を有したかに就いては、

大に攻究の余地があるが、

先で商社の如

であ

阴

Βŧί

祉

徊

役

肵

合四百

拾兩也

金

Æ

拾

M

న్ద く組合企業形態でなかつたこと、 立手續をどることなく、 尚之を詳述すれば、 其の儘存續して居た。之は明に通商會社の設立行為が組合契約でなかつ 通商會社は、 即ち會社であつたことは、大阪通商 商趾の如く、 假合社中に異動があつても、 會社 規則によつ て 明 一々解散及び設

活 居な たことを示すのである。 Ó か L 120 tz 卽 カジ ŧ, 會社 旣 13 Ĥ 述 身 ベ l 當時未だ法人といふ觀念存在せず、 'n: 通商 權 利義 曾 務 疝 Ú) 0) 主體となつ 營業狀態より 12 ので 見れ ば ある 通商 叉法人に關する知識も移植せられ かっ Ġ, 會 通商 社. は 脅削は 崩か Ë 法人格: つの を有し 人格さし τ

祉

で

あ

ó

12

ح

b

ふことが

H

來

Š

通

手形 表 U 新Ł 75 0 かっ か 쨈 Ġ <u>†</u>2 た差加 會 वित 次 出資者 的 Ū) ሪኃ 畆 は、 ıfı な結 は Нţ ታኝ して株式 金手 然 一資を募つたことは 通 合 仓券 àĎ 丽 RI 覔 Ġ に對して差加金手形を發行し、 лL 肜 でもなく又小製の同業者の團體でもなく、各方面 曾 結 ű ح 司 は、 闹 艋 Ø 會社の一特色は、 杫: 通 心を設立 表 じく 丽 0) 安關 Ħ 會 大阪為替會 其 舸 祉 L 0) 0) 0) は 潟眞 ŤŽ 外 既に述べし如 12 如 形上 رن Ø) 何 Ť E 1 が 祉 其の ある 設立 に於 醍 0) 3 種 う付 餃 一證券制 緪 τ íŤ かっ 4 けられ は < 5 ir 6 した金券と其 會社 容易 前か ċ 12 ある。 其の |度に於て之を見出すことを得る حح τ も其の自由 43 Ţ 1: 資本 あつ 流 ゎ ふことであ 從つて通商 14 つ 12 07 を集中 膊 tz の形式を同 か。 輾 カコ 譲渡を許した。 Ü する 先づ 得 ζ. 20 るやう Ó) 會配は、 の有産階級によつて組 第一 うし の手段として、 卽 如 t < 15 に作 大資 通 ŤZ 谪 0) 明 合名·合資會社 īfii で 苯 か Ġ 飠 ので ĤĴ 1-'n 沚 あ して通問 Ó E す 12 0) ζ Û 狻 đ٦ 哥 0) ~£ 記 楽 T 行 8 きことは 其 會 が、 紕 z đ かゞ L U) 质 經 され る 1: 0) 沚 如 差加 手 通 7 から þз ·發 行 肜 丽 て居 一般 산

曾

廣く一般 D) 笋 Ĝ 九號 Ō Ш |資者を募集

H あ

達

せら 12

ñ

13

カコ

つたが、

通

丽

會祉 渡 カコ

の出資が、

證券制度を採用して、

第二十七卷

-i:四

九

か Ť

そ

ñ

を 月

ĮЦ

に譲 n

することも事實上不

可能であつたであらう。

兎に

捔

結 か

局

其 12

0)

同上

說

苑

MA

}

初

年に於ける大阪道商會社

Ē

於

は

掮

繁に

直買

خ

13

つた

やうであ

á L

叉當

11

證券市

ij

の未

た發

笙

L

な

つ

場

質 金

Ħ

50. 疵 明治初年に於ける大阪通商會社

成立する株式會社に於ては、其の經營に預る者は其の内の少數の者でなければならね。 |取及び月番に當つた頭取並所謂重役が業務を執行したことである。 つそれに對して手形を發行したことは、 注意すべきことは、通商 .會社に於ては、出資者が會社營業の實際に關係 株式會社の性質を帶びて居たと見ることが出來る。 元殊多數の出資者によつて せずして、 即ち最も 唯惣

頭

耐 から、 企業能力に富む者に會社の經營を一任し、他の出資者は其の經營者の手腕に信頼 は株式會社の性質を具有して居たといふことが出來る。 株式會社の一特色である。 其 |の經營は重役たる惣頭取及び頭取並に一任されたのであつて、此の點より見ても通商會 而して通商會社も多数の出資者によりて成立された會社であつた する יו ፌ

ح

0)

記されて居 |規定されて居るのみであつて、株式會祉の一特色たる有限責任に就 最 後 に通商會社 ない。 唯 の社中の責任は如何であつたかと見るに、 |規則第七ケ條に「損金征金の割合は社中一同出金高に應じ割掛 其の責任に就いては何等規則中に明 いては何等記 載 け申す可 されて居な

V;

尙

大阪

通商

曾祉

の社員の責任が有限であつた

か否かに就いては、

之に關する資料が未だ見當

め茲に之を確言することは出來ない。

之を要するに通商會社は、 株式會 畆 |の特色たる(一)證券制度(二)重役制度は之を確實に具有し の貴

て居 Œ 一が無限であつたとしても、 たから、 株式 會社 |の性質を多分に帶びたものであると斷言するここが出來る。假 それは唯完全に泰西に存在した株式會社を移植し得なかつたといふ 畆 員

のな に停るのである。 めに發表した一論によつて之を明かに知ることが出來 設立したことは、 又質際明治新政府が、 當時大阪 通商 討 の通商大佑であつ 通商會社を泰西に 存在 ż た加藤祐 した 卽ち彼は、 かき ۷. نحر 外國貿易を行ふに 明治二年に大坂商 = Ţ 即ち株の 心式會社 必要 1-倣

べて居る。 「吹に彼等は (外國人のこと・・・・・・蟄者胜)會社(Corporations)商社 (Companies) 等と稱する關體を有して居る。 此 の制 度の 利

なる大資本を蒐集するがためには、

是非共株式曾社を設ける必要があるといふことを次の如く述

等 從來日本に於て設立された所謂商社の多數は、 商關係を結ぶに至つたのであるから、 ては、 組織上に於ては、 以てすれば、 の營業を迫害し、 じて限定されて居る。外國の商業團體は非常に自由に組織されて居て、總べて政府の認可を得なければならぬため、 といふことは決して考へ及ばないことである。 の困難を伴はずして成立する、 例へ 何事も變更することは出來ない。 ば或目的のために、 假令如何に有望なる儲口があつても、 大に相違して居る。 又其の有望なる冐険を挫折せんとする目的のために、 といふことである。 千厢を要する場合に、千人の商人が、 日本の商業園體は、全く無川なものである。それは單に、同じ業務に從事した他 **我國の商人も亦此の商社制度を採用せねばならぬ。** 從つて永續的な制度が確立せられ、 同業に從事し、 各商人は、 彼の判験は其の金額に制限せられなければならず、 成程我國の商人間にも商業團體はあるが、 其の 相互に結合し、 財産 によつて、 成立して居る。 各々一兩づつ應募すれば、 又英大な利益が舉げられる。 且つ官憲に出願して居る人々によつて、 自己の業務を遂行する。 共の團體内の仲間の間では、 外國にある「商祉」とは、 其の必要とする金額 叉其の取引も夫れに應 例へ 日本は今や外閣と通 は一千雨 相 私 の資本を 組織 互扶助 の商人 の職権 其の 何 3

れて居たが、

自己の利益を追求して、公衆に損害を與へるやうな行動を探ることが屢々あつたため、數年前總べて同時に解散

第二十七卷

七五一

第五號

三五

餓

苑

明治初年に於ける大阪通商會社

8) Commercial Reports from Her Majesty's Consuls in Japan, 1869-70. p. 115 (之は加藤祐一の論文を英譯して、發表したのであるが、此の原文見當らないため、英譯文を反聲することにした。)

争

Ιţ 日本人の繁榮を資する所莫大である日論見として、都合よく受理されるだらら、といふことを信ずべき理山が多々ある。 歐洲の典型に從ふ商社を設立することを認可されたしとの請願は、 適當な官職に提 Ш

- る團體を永續的に設立することを妨ぐべきものは何もない。」

る。別には、 株式會社制度を採用すれば、 如何に對外貿易上に有利さなるかを次の如く 述べ て 居

「外國人と通酌するに就いては、留意すべき事項が多々ある。第一に注意すべきことは、外國人は商竄に巧であり、 人は、 なく買ひ込んで來て、適當な値段をつけなければならないやうにたるだらう。此の方法で品物を買ひ占めることは 困 之を待つて居るのであつて、 といつて賣らなければ郷里へ歸るととも出來ないといふことになつて、 を運送して來た者もあるし、又途方もない高い率で借りた金錢で品物を仕入れた者もある、彼等は賣ることも出來ず、 的に市場を供給過剰にする方法を知つて居ることである。例へば生糸の慣格が一踏に付八百雨であるとする。 から魚が一所に張つて、大きい網を投ずる迄、彼等は待つて居る。 對して干廟又は千五百兩も出して生糸を買込む。日本の商人は之を聞いて、 一番々は彼等の成功を怨む謬には行かね。俳し日本の損失は莫大なものであらう。勿論各商人は唯自身の損失のととをのみ 市場が充分に供給される時期を見討つて、突然に而かも故意に全然買入れを中止する。 又掴して品物を資ることを停むることも山來るだらら。 一般に倒は同時に損失を嶽るのである。 結局品物を只同様の値段で買ひ込む。 かかる場合に商祉があつたら、 かくして品物を賣り控へすれば、 彼等のする此等の計劃は其の國の利益に資するとととなる 最初つけた高い値段は挽き回はされた餌にすぎない。 投げ賣りをしなければならぬやうになる。 相互に競争して生業を市場へ持ち選ぶ。 商社は品物を全部買ひ占めることが出 我が商人の内には遠方から品 外國人は、 最初彼等は一擔 肖 然的に 且つ人為 外國商 7 それ 間

75

事足るのである^o 千人の商人より成る商祉があれば、 十萬兩又は百萬兩と雖も、 特に弾山の富商の集中して居るところの大阪に於ては、 それを調達するに左迄困難を登えないだらうo」 十萬國の値打のある品物を購入するがためには" 此の株式会社 (joint stock company)が適常に設立 商人達は各々唯百圓宛藤出すれば、

阪通 生れ 生れ る如 當時主として通商會社の設立等に關係した通商司の役人たる加藤祐 言ひ得る譯である。 酒會肚、 たとはいへ、通商 た通 我國に 當時 蔺 は爲替會社と同じく、 會社が、 通商 於ける株式會社の起源といる榮譽は、 .會社は全く外國にあつた株式會社に倣つて設立せられたのである。 完全に株式會社 會社 は株式會社であつたといふことが 我國に於ける株式會社 の性質を具 |有しなかつたとはいへ、換言すれば畸形兒として 大阪通商會社へも與へられることが の濫觴であるご斷じ得 ĬH 一來る。 一の此の論文によつで明かな かくの如 くに る譯であ 論 從つて假介 ずれば、 温來 又從

第八 結

語

政

府

の物誘に

よつて生れ、

又政府の指導を常に受けた大阪通商會社

は

僅々三四年の間

配に解散

l せざるを得ざるに至つ め 其 12 (i) b は のであつて外形上では一私立會社であつたが、 政 府 の干沙の甚だしかつたことである。 tz bi 其の失敗の主なる原因は凡そ二つあつた。 元來通商會社 實質上に於ては牛官牛民の ij 政府より商 會社で 人達に設 あ 立せ

鉈

苑

нд

治初年に於ける大阪通商會社

第二十七卷

七五三

第五號

炟

第

Ħ.

婋

三八

*

亦

明

治

初

役 定約 t2 0 Ñ 當 O) • 指 8 時 獐 未 Ġ 13 O) よる處 Ł 商 存 法 條 カコ 年に於 多大 つ 例 等 た で 12 會社 あ め う 12 政 O) 府 營業 tz Ŋ, ひ 干 方法 終に 涉 を受く を規定 會 訨 は す ること甚 失敗 る ē ť 0) ā, なく、 13 8 しく、 を得 叉 會 1 丽 ゕ゙゙゙゙゙゙゙ か 祉 b ح つ 政 12 商 0) 業 府 で 0) ح 質 あ 0 際 關 係 Ŀ 孙 明

從 來 共同 るニ は 企 業 會 0) 風 証 12 經 營者 慣 n 4 E 其 D> 0 0) tz 適 12 材 め、 0) 75 會 か 扯 つ 12 0) 性 ことであ 質を充 3 分 Ĭ. 質際會 理 解 L 得な 証 0) _ው 業 つ 務 12 1: 關 0) て 係 あ L Ťz る 人 彼 ħ は

のでは 身元 兎 Œ 金を 角 彼 な く官署 離出 等 は 會 L 祉 Ō $\bar{\tau}$ 專 重 1 移 る 役 を執 Ė ځ 孩 0) を るに過ぎな ること 未 だ充分に は 即ち Ċ 會得 と考 役人 Ũ Z ^ て居 7 な ימ; ることと信じ、 12 ·2 tz 從つ ナス め て叉會社 Ę 叉會祉 迻 に曾 0) 經 扯 0) 登に そし 經 營は Ť 熱 失敗 自 心 Ē で 43 7 5,2 關 カコ 3 す を 12 S 得 <u>አ</u>ኝ

ئخ る Ē 至 5 め Ť2 0) で あ ર્ક 併 し乍ら彼等 が 未 だ會 祉 i. 關 す る 夘 識 を充 分 具 有 Ĺ な かっ つ 12 ح

ľ あ る 幕 末 文 Ľ 維 新 後 海 外 i 旌 歷 L ŤZ X 4 ታ፣ 徴 12 會 証 12 關 す る 细 譝 を見聞 Ū て、 之を或

は

珋

Ġ

ĭ

じぃ

ことで

あ

á

素

k

會

訨.

15

關

す

る

知

艁

ታ፣

外

國

より

我國

に移

植

ŧ

n

12

0)

は

數

年

前

0)

出

(全集卷一 22~4頁) 曉您追錄(南蠻記文選 50頁)

4

は言論 E がなて或 は 論 著 に於て發表 Ļ それ かず 部分 Ó 人 A. 特 Ë 政府 Ö 役 人に 會得 3 'n tz įΞ す

西洋 唐 詽: 各 を Ĥ 詨 國 訨 Ý Œ 行 1 關 it 3 するこさを論 必 8 要が る商 あ 社 るこ 著 卽 ち商 どを旣に慶應二 に於て我國に紹 人會 祉 のことを比 _ 年 介 に高調 ï た人は、 較 的 L 詳 Ŧ 先づ横非 細 ħ る。 12 紹 之ご前 介して居 小楠 彼 であつ る。 τ 氼 福 濹 い で 諭吉 同 阴 氏 明治财政史第十三卷 世外侯事歷維新財政談中

同

牟

Ė

栗本鋤雲は

歐米に商估が

~祉を結

んで大事業を經營して居ることを紹介し、

通 な

ŘĨ

Ŀ

商

o

果本助氢、

叉神

Á

孝平

は

¹⁾ 2) 3)

⁴⁾

は當 和 łΞ 大 蘭 然 ij 阪 藺 0) 通 法 b 商 Ŧ 0) ح で 會 0) で 會 あ 社 あ 訨 3 カゞ る かっ 設 1: 關 Ġ 立 其 25 す 殊 3 0) n 部分 結 12 1: 果 頃 夘 を飜 ح 識 1 L 悐 は 譯 て、 O) Z 僅 L τ̈́, 會 カコ 12 舭 v 經 爾 而 泰 營 西 カコ 人 商 1 達 ٨ 澒 揣 會 から 當 法 的 な 會 則 12 を著は 人 訨 會 材 10 劜 1 關 it 關 す L τ 3 す 居 夘 12 る 識 细 స్త Ø 12 識 を 僅 具 カユ かぇ < 有 詥 K = 著 0) し Ш 11 加 15 年 現 カっ 朋 の つ は 冶 t2 間 n 17 ナこ 解 ح 年

散 ť 3 る Ē 裑 7 か つた O) で あ 3

ij 前 且. b 5 ij 代 0) 0 カコ 未 曾 < n る 聞 ᆔ ح 12 O 從 班 (K) 如 4 0) <u>ئ</u> : を 制 偿 삿 < 業 知 度 どか 叉我 得 で U) τ 經 通 す あ 國 ろ 嶮 商 ኔ 先 O) ۲ tz ح 曾 覺 產 华 模 畆 / 業 者 範 Ę Ø は Ò 'n 失败 ح 共同 み 籢 Ŀ 祉 なら 屣 興 曾 L せ 企 ょ 12 ţ 業 72 し b が、 注 利 め 0) 般 舰 目 併 ろ 益 ٨ 12 念 \$ は U 就 を n 此 0) 念頭 扶 盖 b O) ること τ 植 孤 L 办 は t: t 商 ĕ L 7 Ġ 會 獑 是 多 7] ልኃ 劜 菲 B ነ) ን <u>ታ</u>ያዩ < 浮 共 結 n 0 從 び 結 た 12 泚 出 社 0 合 當 τ 資 合 卽 7. tz 資 ቡ 叉 ち O) 頃 0) 歐 通 趣 般 τ 方 * 商 旨 法 龠 を あ 0) ح 12 0) 人 祉 加 つ ょら 交 12 な 會 11 *ከ*> ìti å 13 3 ۶ 15 摲 曾 b 紹 H 劜 O) 介 通 盛 n 11 7; ば 3

0) 如 < 結 沚 合 資 0) 心 耍 12 對 す 3 般 人 Ø) 自 覺 ح 政 脐 0) 熱 Ŀ 7 る総 慂 ح 1= よう Ţ 會 舭 設 立

第二十

七卷

-Ŀ

五五五

第五

號

三九

立. を

大

1:

耞

誘

12

3

如

ž

z

O)

例

で Ð

あ

ఫ

か

<

說

难

塀

治初年に於ける大阪道商會社

會

iH:

12

ኒ

3

第

回

O)

試

臉

假

成

功

13

0

ح

は

い

歋

15

ţ

τ

結

瓧

合資

U)

機 pц

運

Ŀ

I.

助

战

l

たっ

叉之と

12 は

會

O)

立

般

に継

渱 此

L 0)

12 經

0)

T べ

あ

て

冶 r

五

年

-∐-

Ħ

儈

祉

볘

沚

ど

仲

間 闹

仑 붜

Ŀ

悶 政

違 府 分

 \sim ь

ゃ 祉

5

12 設 カコ

L

τ を 12

雅

ん

12 人

會

莊

を

證

立

す

L

حَ つ っ

0)

布

介っ 眀

出

其 月

0)

設 Ŧī.

- 6) 明治財政史第十二卷 497頁
- 7) 中第百五十四號大坂府達(前根)

四〇

纩 後 0) (抽)的 二綿 運動 ji) 社(資本金七千五 が各種の商 社(資本金一萬五千圓)、 業に發生して豕 百圓)、 楮作會社(資本金三千三百圓)、 第二 12 ėp t, 商旭(資本金 明治五 年七月には 二萬圓) 銷 第 第 4Ľ 紙 臘 海產 商 商 物 祉(資 祉(資 pri 劜. 本金 本金 が設 立され、 萬千圓) さい 萬七千圓)、 其 0

ふが

加

大阪府下に於て

は日を逐

ふて各種

の會社が

設立

7

n

72

驅者 會趾 る るこどが 原動力となつたことは、 之を要するに大阪通商會社 設立運 となつた Ш 水 뉇 7 o) の導火線 であつて、 ŀ٦ o 換言すれば大阪 として、 近代 盖し明治經濟史上に於て特筆すべ は我國 會祉 の産業發展が に於け **延**商 が ~我國殊 會 こる株式 証 小に大阪 林式 が 會社 我 會社 図 の産業に 一殊に 組 の濫 絾 大阪 を採 觴 き事項であらう。 貢献 で (i) 3 あ 産業 þ, 12 したところの 至 一る礎石 叉同 を資本主 ll; C さして、 養的 功績 會社 Œ 設立 は之を輕視 換言す 發展せし 運動 \dot{n} 0)

ば先

めす